

村上範致「安政丙辰聞見雜記 三」翻刻(3)

佐久間 永子 鵜飼 尚代

本稿は、幕末の田原藩士村上範致（文化五年（一八〇八）—明治五年（一八七二））¹が記した「安政丙辰聞見雜記 三」（田原市博物館所蔵）全七十九丁の内、五十六丁ウラから七十九丁の翻刻であり、佐久間・鵜飼（二〇二二b）「村上範致「安政丙辰聞見雜記 三」翻刻(2)」²の続編にあたる。紙面の都合で、全丁を三分割し掲載する形式をとり、本稿で村上範致「安政丙辰聞見雜記 三」の翻刻は完了する。

本稿に掲載するのは安政三年（一八五六）十月から十二月までに書き記した情報である。範致はこの年九月七日に江戸出府、十一月七日に田原へ帰着する³。日米修好通商条約を締結する前夜の江戸に身を置いたためか、範致は交易や外交に強い関心を向けている。標題を付した二十八件の記事の内、二十件が交易・外交に関係するものである。

交易については、⑦②「評定所海防掛大目付長崎下田箱館目付へ」⁴は、諸外国との永続的な交易に向けて輸出品を検討する内容であり、⑦③「丙辰冬初紀聞」には、ハルリス⁵からの通貨の交渉や英人の交易の目的等の記事が見られる。

外交については、⑥③「仏国人が墨夷の日本との定約の仕方を批判」、⑥⑦「下田へ渡来の魯西亜人からの話」のように、

第三者の目から見た日米外交、日本人観、外交の一般的ルール等の記事もある。が、圧巻は⑦「安政三年七月下田応接記」である。アメリカのコンシユルであるタウンゼント・ハリスは七月二十一日下田へ入津し、八月五日下田へ上陸、玉泉寺に滞在し、八月六日退帆する。その間に行われた幕府側とハリス側の交渉の様子が、対話の一つ一つを追う形で詳細に記されている。両者がいかに粘り強く交渉していたかが、臨場感をもって理解できるのである。この交渉において、ハリスは不本意ながら柿崎の玉泉寺に駐在することになったのであった⁶。この写しは十三丁にわたり、写しの終わりには、「辰九月写之 清谷村上致」とあり、範致は江戸到着後の間もない時期に写したと考えられ、関心の高さが推察される。しかしながら、この情報の入手経路などは記されていない。

当時側用人仮役の役職に就いていた⁷範致の関心が、軍事面に限らず、さまざまな視点から諸外国との関係を捉えることに向かっていたことが読み取れよう。

ここで、二点ほど補足を加えたい。本稿で翻刻した六十三丁から七十六丁にかけて原本には虫損と見られる箇所が多々あり、解釈に大きな影響を与えるものではないと考えられるものの、判読不能(□)とした文字が多数あることを断っておきたい。

もう一点は、紙の裏面に文字や絵が記載されている丁が見られることである。六十一丁ウラと六十二丁のウラに文字が書かれており、六十三丁オモテには建物の絵が描かれている。この三丁については反古を使用したと見られる。本稿に掲載する翻刻は、「村上範致古記録研究会」の輪読作業における成果である⁸。

また、「安政丙辰聞見雑記 三」六十丁からは、田原市博物館所蔵の翻刻案も参考・検証しつつ翻刻を進めた⁹。

なお、内容を整理する意味で、内容ごとに通し番号(各冊子ごとの通し番号)を付し、内容紹介にあたる標題もそれぞれに付した。標題はまとめて翻刻の前に置く。この標題は、さきの「目次項目案」¹⁰を再考し改訂したものである。

- ⑤7 英吉利の開港要求
- ⑤8 麹町鰻屋での隠居殺害事件
- ⑤9 蝦夷駒ヶ嶽噴火
- ⑥0 下田に国籍不明の船着岸
- ⑥1 長崎渡来英国船応接
- ⑥2 下曾根様・勝様の訓練をそれぞれ諸藩の重鎮が見物
- ⑥3 仏国人が墨夷の日本との定約の仕方を批判
- ⑥4 老中堀田備中守等に対する常総辺の見方
- ⑥5 老中堀田備中守が外国の事を一切仰付らる
- ⑥6 薩州侯・備前侯が住居で家士を訓練
- ⑥7 下田へ渡来の魯西亞人からの話
- ⑥8 長崎入港中の英船にいた魯西亞人捕虜からの話
- ⑥9 信州浅間嶽の噴火
- ⑦0 アメリカ人ハルリスがシヤム同様に条約締結を迫る
- ⑦1 講武所へ仰渡さる写
- ⑦2 評定所海防掛大目付長崎下田箱館目付へ
- ⑦3 丙辰冬初紀聞

- 1 ハルリス持参の米利堅とシヤムとの約書に見える米の意図
- 2 ハルリスの日本での通貨に関する要求
- 3 下田港は狭くて交易国の増加に対応できず
- 4 ハルリスが江戸行きを要求
- 5 英国が日本を開港させる目的
- 6 日本に開港したい港が十カ所ほどあるとの英人の声
- 7 英吉利人が長崎へ渡来したら、応接の人を派遣
- 8 魯西亜船が改修後また下田近くに出没
- 9 外国貿易等惣掛りの役職者名
- 10 樺太島で俄人が無断で石炭採掘開始
- 11 一向宗の僧侶が蝦夷住を許可さる

⑦④安政三年七月下田応接記

【凡 例】

- 一、資料には丁数が付されていない。各頁下方の丁数は便宜的に付したもので、丁の第一行目の下に置いた。
 - 一、字配り等、原本の体裁を尊重するようつとめた。
- ただし、内容ごとに行間隔をあげ、通し番号を付した。通し番号は標題に対応する。
- 変則的に置かれた文字等は適宜読みやすい形にした。
- 一、文字の表記については、左記に従うこととする。

(1) 漢字は原則として常用漢字を用い、異体字は本字にした。

ただし、「ㄣ」は「コト」、「ㄱ」は「トモ」、「メ」は「シテ」、「并」は「并」とし、「斗」は「鬩斗」「ばかり」のみに使用した。

(2) 固有名詞（地名・人名等）も、常用漢字を用いた。「嶽」はそのまま使用した。

(3) 変体仮名は、原則としてひらがなにした。

助詞の「者（は）」「江（え）」「エ」「へ」「而（て）」「ニ」および「并」「而已」は、そのまま用い、ポイントをさげ右寄せにした。

(4) 繰り返し記号は、漢字は「々」、ひらがなは「ゝ」「ゞ」、かたかなは「ゝ」「ゞ」にした。二文字以上の場合は、「く」にした。

(5) 「大夫」と「太夫」は、武士の場合は「大夫」とした。

一、漢文の読点、返り点、熟語であることを示す縦棒は原文のとおり表記した。読点、返り点、縦棒の朱書きの部分は太字とした。

一、あきらかに誤字、脱字とおもわれる箇所については改めることを控え、右側に（衍カ）、（脱カ）、（ママ）、（○カ）と記した。

一、原本に掲載されている傍点、傍線は原則原本のとおり表記した。朱線は、太線で記した。

一、虫損、破損、などで判読不能の場合は、一文字なら□、文字数が不明なら□□で示した。

一、朱書きは、「」で囲みゴシック体にした。

一、修正を意図した塗抹の部分は、原則として翻刻に加えず、修正にしたがって翻刻した。

一、地図は、原本のまま掲載した。

一、文章中の挿絵は、可能な限り原本のと通りの位置に掲載した。
 一、花押は、(花押)と表記した。



「安政丙辰聞見雑記 三」
 の表紙(上)と本文(下)
 田原市博物館所蔵

⑤7 辰十月七日
 ○ 英吉利忒艘長崎ニ立戻り候故か水野筑後守様今日長崎へ御発足ニ相成
 候由 英夷申居候にて長崎箱館港の事ニ而者不承知何日本中へ十ヶ所も港ヲと不開申候
 第一江戸大坂下之関長崎新潟箱館其外も可有之と云々

56
 丁ウラ

⑤8 十月七日
 ○ 於麹町貝坂鮒半といふ鰻屋の二階同所天神前駕籠屋之倅并外傭人
 ニて御家人の隠居 金かし 之趣 を害し申候何か口論之上両人之若者隠居之

帯し居たる脇指ヲ拔取り隠居の腹を突立ゑぐり申候未夕即死ハ

不致候へ共六ヶ敷由兩人ハ直ニ牢舎ニ相成候由

⑤9

○ 蝦夷地駒ヶ嶽とか申火山吹抜ヶ蝦地所々灰降り候噂有之候「竹内同七日御咄し

様御用人ニ承り候得者松前辺之山ニ而人死も有之候趣追々注進も有之候得共人家稀の処故格別之事も無之様子之趣噂有之

⑥0

○ 十月十六日 鼠山ニ而菊地ニ出合候処両三日前下田へ異船二艘着払か英俄か未夕不

判分候趣帰路川路へ立寄可承と咄有之翌十七日宮本佐一ニ出会承り候処俄西スクネール并蒸気船都二艘有之也

⑥1

○ 矢木咄ニ過日跡部氏へ長崎渡来英船応接之儀不容易

申立方ニ付精々力ヲ尽し相談御国患ニ而不相成候様応接可致旨

被仰出候処跡部氏御答ニ不容易御事柄御即答ニ御請も出来難仕

篤と勘考之上御受可仕申退出四五日過候間篤と相考申候処迎も

御請申上候節ハ十分相掛合申度候其節々追々ニ相伺候様之事ニ而

者不参候間川路筒井 などの如くト交り御目的之御決定答ヲ相伺罷越応接之

儀者自分一己之了簡ヲ以取計ひ申度旨被申上候処閣老方

兎角之御挨拶も無御坐候其儘ニ御差置土岐丹州と御差かへニ相成

候よし 上ニ而も御取極り無之事と被察と申候

57丁

⑥2 十月十六日
一 鼠山^三而下曾根様調練有之見物^ニ罷越四バタイロン人数凡三千

人散隊四ベレト^ン有之此内^ニ紀州安藤水野両家薩州家

松平仲様中山羽太郎様下谷某ト^カ申御家人次テ久世家等能く応

し候様相見へ候^{過日} 同十三日 勝様調練^ニも罷越候処是人数ハ五百人斗り有之候

中^ニ而奥平家竹腰家^ハ能く応し候様相見へ申候

⑥3 一 噂^ニ弘国人申之^者墨夷ハ新国故日本との定約致方国人^ニ迫り

て取極候^ハ甚卑劣の致方也我国^ニ而者右様之仕為ハ不致候

彼国之法と有之候付幾度も長崎箱館へ罷越道理ヲ以及掛合

埒明不申時^者江戸へも罷出候得共墨利之如く卑き事ハ不致

候永久之約ヲ取結候^ニ者あのよふの事^ニ而者不宜と申承候由

返^而心配^ニ有之旨有職者ハ申居候

⑥4 一 常総辺之鄙語とて承り候^者堀田が出候ハ、何ぞ出格之説好

断も可有と存候処誰も腹ハ切られない物と見へて再決

せんも無之左候得^者水越ハ当时之閣老^ニ比すれば格別の人

なりしと云て越州を惜み申候由

⑥5 十月十八日奉之
一 御老中堀田備中守様へ外国之事御老人御掛り御取計ひ之
儀被 仰付候旨

58J

⑥6 一 当春の事か薩州侯へ閣老方御招き御饗応有之候上御

側其外御家士ヲ御集メ薩侯御直ニ被成御指揮銃陣ヲなされ
閣老方へ為御見候由備前侯も於御住居の御庭ニ而日々御調
練有之候由

⑥7 十月廿二日
一 或人來咄しニ此度下田へ渡來の魯西亜心接話先年

フーチャチン御世話ニ相成帰国之処英弘都三國との取合
中ニ而戰爭中敵方へ囚われ候へ共此度和睦相調ひ
生命ヲ全致候ニ付先年の礼謝ニ参り候由且右ニ付御國の
議ニ抱り候事御告申上候当節海外悉く和平ニ而諸國
通商專ニ付御國ニ而諸國之御交易ニ不相成候而者御為メ
不宜之旨計告申上候旨申事也

⑥8 一 魯西亜ビツチンセルト云ものも先年の戰爭ニ而英吉利へ囚

れ英船長崎港ニ來ル時船中ニ有之下田ニ而面会致候

村上龍致「安政丙辰聞見雜記 三」 翻刻③

皇国之入面会し氣之毒之趣申述候処決而心配之儀者

無之カムサズカ海ニ而戦争ニ風潮之利ニ因テ英国の船壹

艘悉く乗取右人数悉く囚へ置存命ニ候間和睦之上ハ

必ス替之ニ相成候間性命ニ者別条無之旨申安然とし

て居申候由此ヒツチンゼルハ榊金助なるもの下田ニ而画杯を学

候者之由

⑥9

十月廿四日之咄

一 此節信州浅間嶽出烟止り山中何処とも不知鳴響ある故

近辺土人居宅ヲ避て仮住居致候もの多く有之由

⑦0

一 アメリカ人トウンハルリス曰ク此度申立ハ今般暹羅ヲ開港

交易を定めし条約を定めし文ヲ御覽ニ入レ 皇国も如此

せま、ほしと云々暹羅シヤム台ハイキリスアメリカニ而約しペルシヤ

はフランスにて約ス其碇シヤムハ河口ニ而軍営ヲ築き砲台□

構へ城下迄船ヲ入ル且地ヲ買て館ヲ建土人取持て善地ヲ与

ふと云ふ仏国人能く其土人ヲ服すと聞けり

59丁

⑦1

講武所へ被仰渡写

久貝因幡守

池田甲斐守

先般御軍制御改正之儀被 仰出水戸前中納言殿右御用
被蒙仰諸役人ニも御用掛り被 仰付候処重大之御用筋
容易ニ取調も届兼候然ル処此度講武所御取建有之趣
就^{御著}右御用講武所ニおゐて夫々評議研究之上御軍制之
取建取調相当之筋ニも可有之候間以來御軍制御改正
之御用総裁兩人引請被 仰付候頭取以下之内ニも御人
撰之上御用掛可被 仰付候間名前相撰み可被申聞候尤当
時御人少御用多^{ニ而}引足兼候ハ、右御用筋可相勤相
当之人物講武所へ附属可被 仰付候間名前等取調可被申
聞候畢竟時節変革ニ随ひ御改正被 仰出候
事ニ候間諸事旧制ニ不拘方今之要器銃砲ヲ以
御実備相立候様相心得西洋銃隊之組方篤と
研究之上三番頭を始諸組共騎歩銃陣之
組方其外戦法等ニ至ル迄精密ニ取調候様可
被致候

⑦2

和蘭蒸気船將より申出候啖咭喇国尚又交易取詰相願可申哉之儀ニ付□
評儀致し被申聞候趣も有之候処右^者不容易大儀ニ付得と及評儀候上ならてハ何レ

60 J

も難及差凶然ル処西洋諸州交易盛ニ成行候趣当節模様柄ニ而者往々之処

甚以痛心懸念之事ニ候交易御許容と相成候節者魯西亞亞墨利加啖咭喇

仏朗西四ヶ国者勿論其余国々々者願出可申其節彼者御許容是者難相成との儀

論者相立申間敷右様相成候上者一向ニ本邦ニ而航海之嚴禁を御変革被遊外国々々も

海船指向交易互市利易ヲ以富国強兵之基本ニ被成候方今之時勢ニ協ひ可然哉ニも

候得共夫迎も如何様勉強出精習練為致候而も此上五年七年を經不申候而者

百里航海無覺束儀有之左候時者日本全国所産之日用諸品之余分ヲ以外国無限之

求ニ心し候儀殊更銅之儀者追々諸山相尽候哉ニ相聞当節御防向必用之品々ニ而既ニ

梵鐘鑄換之儀をも被 仰出候儀ニ付和蘭江渡シ来候斤数をも御減しニ致し度程之

折柄ニ有之西洋諸州本邦と交易相望候も定而銅渡事願意之主ニ可有之歟

其外諸渡物等如何様之仕法ニ致し候ハ、差支無之御国威相続可申哉兎角

交易御許容之有無ニ不拘右大本者取調置方可然長崎下田箱館者別而実

地取計之事故得貴意候一同得と評儀いたし可被申間候

八月四日

評定所一座海防掛大目附長崎下田箱館諸目附江

十月末
其後承り候ニ 皇国有余之品ヲ以諸国へ交易御差免ニ相成候由御役筋へ □□□□

旨菊地ニ承り候書附も有之候得共手元ニ無之と申事也

⑦③

丙辰冬初紀聞

⑦③
一

米利堅より下田へコンシユル官 トウンハルリス來ル米□申立

弥交易を盛に開きたきのよし即米政府より書翰

を政府へ上たり今般暹邏を開港して通信交

易を定めたる約書をも写添て上たり

皇国ニても其条約の如くいたし度との儀のよし」此度

啖咭利米利堅ハ暹邏ニ通信交易を開き

払蘭斯者白爾西亞に通交を始め英吉ハ樓方

刺人ニ歐羅巴の機工等の事教へ追々東海を盛ニ

開き一も通交せざる国はあらざることくするのしかけ

と見えたり近くわたりたる新聞紙の内ニ小笠原

島も今は英吉より人を置き次第繁育し

支配するものなくて不叶様ニなりたれハ近々

聖微西より官吏をわたし取締させらんとのつもり

といふ」扱米の申す所の暹邏を開たる趣ハ海口

に館ありてそこにて船の砲等の玉器を出しおき

船を直三河へ乗込城下まで至るやうに約し

且英米人等追々來り其地を買て商館を立て

塵舎を立るに土人も取もち善地をわたし

61
丁

といふ

⑦3-2

岩瀬監察トウンハルリスに応接あり其時

渠か云やう交易をなすに日本ニテハドルラル

の使かたを能存知なく僅ニ拾五六匁ニ御替へ

させ被成候へとも 皇国の壹分銀ハ性もよろし

からす目方ハ至て少ク中々ドルラルニ比すへき

ものニあらず何卒ドルラルを通用仰付られ下さる

か夫か不叶候ハ、米ニテ下田へ參候節ハ一分銀を

用ひ候様なし下さるへし夫も不相成候ハ、□より

銀を持たりて壹分銀の通の銀貨を製

して使候様ニいたし度何とそ此三ヶ条のうちニ

御聽すみ願度との事のよし□金銀ハ上王公

より下小民まで是を宝とし夫ニよりて生活する

ものなるに其品を斯く不当の事ニなしおかる

とはいかゝしき事なりと申たるよし

⑦3-3

世界中一円ニ通交盛になりたれハ迎も交易

を盛ニ御開きなさらすてハ不叶時ニなりたり

下田湊に館を立ることを彼是申立れとも

62丁

御聴届なけれども〔 〕シ盛ニ交易を開き候ニハ下田
のとき狭き港ニテ者甚不便なりされと我等か
強申ニ不及頓而英吉利弘蘭斯等参りて

不得已事交易御始めなさらずてハ相成ましく
英弘の二国など其外追々参りてハ中々

此下田ニ安んし申間敷けれハいつれか好き港を
開候様相成へしさすれハ下田ニ我館立ることハ
強而望むニ不及いかやうの処ニても不苦と申よし

⑦③—4 一
トウンハルリス英国広東香港のコンシユル
ポーリングより 皇国切要の事の伝言あり

誠ニ不得已事儀也是は御取次などニハ埒明き不申
江戸ニ至り枢要全権の御方一人ニ談し度何卒
江戸へ遣し為り候様ニと申候趣

⑦③—5 一
右の事入中ニもあらんか岩瀬氏へ語りし内ニ英
国の 皇国を開く目的ハ日本船をして印度諸
国へわたらしめ彼所の糖霜を多く買入させ扱箱
館蝦夷地等ニ港を開き魯西亜と交易させ魯西
亜の所有産物出して是を西南諸国ニ弘め東北海
を盛ニいたし度志のよし且 日本磁器漆器等

ハ好品なれとも玩具ニ近く世界一品なかるへからざるの品と云ふニあらざればハ是ハ脇荷位のもの也

日本ニ盛ニ出すへき品ハ第一銅及茶也銅ハ

日本ニ勝ニ多くあるへし堀かた不案内故出様少き

なり欧羅巴の掘方を教てほらしめは便利ニして

銅の出ることかきりなかるへし是を以て西海諸国へ

銅茶

交易せ^著 日本盛富ニなりて東海開け世

界中の大利となるへしと申たるよし英人はしめ

西洋人の所見ハ各自己利すること謀るニにあらず

世界の利を残なく世界中ニ配通して彼此不

足なくなして各安富ならしむるの大切を

立ると志趣あることく見えたり

英人より書翰三四通差出したるよし其内ニ

申たる事ニや日本ニ港を開たき場所十ヶ所

ほと申立たるよし江戸大坂下関新潟

箱館などのよし其余□何所なるや詳ニしかたし

此度長崎奉行へ会せらる、ハ此度英吉利

人渡来せは不得已事申立あるし

応接之人差遣さるへく候間参り候ハ、早速不取

63
丁

73
一
7
一

73
一
6
一

敢申越候様ニとの事のよし

此度下田へ来りし魯西亜船者壹艘者戸田ニて先年

出来致候スクネールニ而カムサスカニおゐて手入致し

初ハ幕其外も絹類杯ニ而致有之候処悉く羅紗

狸々緋等ニ仕かへ金物も銅の所も真鍮ニ而磨立ニ致し

見違候程華美ニ相成候右船ハ返上仕度且艱難之節

戸田ニ而種々御世話ニ相成候失費相成度罷越候趣且此

ニ而戸田出帆の帰路遙ニ夷国大船三艘見懸候ニ付遙ニ

望候得者英吉船ニ有之此方ニ而武器等も持合せず無詮方

逃鍵り候処彼ニ而も和船ヲ見懸ケ追かけしか者頻りニ逃れ

三時の間ニ而漸彼我遙ニ隔りけれハ彼も追ハさりし故

危き難を助かりたり此船ハ至而早き船なり但し乗方

ニも巧拙有之候間伝授致遣スべしとて内海ニ而此節乗

習候得共余り狭く候間沖へ出テ教へ度旨申候得共御奉行様ニ而

未タ其儀者御決定無之由今壹艘ハコロヘツト船のよし

乗組人数貳百五十人頭役五人有之副将

ホシエツト名 頭役士官コロリチヨフ名 フタコウ名

等也

右夷人等之内四五人下田ヲ出奔致し戸田の懇意の

⑦3
— 9 —
一

者を訪んと馳出し候由御掛り御勘定上川伝一郎殿大ニ
驚き天城ヲ越へ先へ廻り漸々マツサキと云処ニ差
留メ連れ帰り候由也右之話ハ辰十一月三日戸田村名主弥惣兵衛
方ニ承之

外国貿易等惣御掛り

御老中

堀田備中守

若年寄

本田越中守

大目付

土岐丹波守

御勘定奉行

松平河内守

同

川路左衛門尉

同

水野筑後守

御留守居

跡部山城守

御目付

大久保右近将監

65
丁

同

岩瀬修理

御勘定吟味役

何の某 忘却

右辰十月被 仰付候

⑦③ 一 一 当辰七月比唐太島巡使参り候処ホロコタンの先ヲツチン

といふ所へ俄人来り八十人程在住小銃并カノン二挺齎来

火薬蔵取建ホロコタン近辺の山ニ而石炭を堀居巡見使

応接有之候処通弁之者拙く聡とハ相分り兼候得共終

り^ニ蝦夷人^者先年よりカラフト島^ニの分ハ魯西亜

にて取納ヲ致し候由ニ嘲りながら対へ自若として石炭

ヲ取り居候由

⑦③ 一 一 下谷報恩寺と申一向宗之僧蝦夷住相願御聞濟^ニ

相成候由 十月廿八日 岩田三蔵咄

⑦④ 安政三^丙辰七月下田応接記

七月廿一日雨

夕七ツ時米国蒸気フレガット船^船センセシント^号入津仕候

○船の長三拾六間半余、幅七間余、乗組人数凡式百五拾人

67
丁

66
丁

内支那人三四拾人乗組罷在候、是ハ渡來の途中ニ而唐
 船壹艘破船致候ニ付、救候趣ニ候蘭人ヒユースケンと申者
 通弁官として乗組罷在候、○掛り役人早々異船へ参り
 來意相尋候処、印度日本支那海の水軍都督セー
 ムスアルムストロンク名人并日本滞留のコンシユルゼネラール
 官に任ぜられ候トーンントハルリス名人渡來致し候旨申之合衆国
 之別府より日本江戸の政府へ呈し候書翰米文并
 蘭文にて差出候此書翰の大意は、今般トーンントハルリス
 人を日本のコンシユルゼネラール名官に任し指遣し候間其国に
 於て他国にてコンシユルゼネラールを待ツ如き礼節を以て取扱
 ひ給ふべしと云々但此書状は去年八月之日付ニ候
 別文コンシユルゼネラールより下田奉行へ壹通差出候此大
 意は我レ日本之コンシユルゼネラールに任ぜられ此度印度
 支那日本海軍都督セームスアルムストロンク名人旗下ニ
 属して渡來す日本ニおゐて今より時々新なる処置
 をも施し両国の好情いよく厚く相成候様大統領方
 命せられ候本国より之別紙成丈ケ速かに江戸へ送り
 給ふへしといふ此書翰和解之上早速江戸へ贈る方相
 成申候、

廿二日晴

今日下田奉行応接有之筈之処、水師提督少し不快之趣

にてハルリス人名前出此二字荷ガ計り応接候旨彼より申出候ニ付奉行

も病氣之趣ニ致し延引、○士分以上之異人七八人御用

所へ参り諸品調へ申候、

廿三日晴

明廿四日、奉行応接可致旨、本船へ申遣候処明日土曜

日ニ付船中一同相祝候間明後日応接可仕旨、異人より

申候ニ付、其通り約定致し候事

廿四日

明日弥応接指支無之哉、且上陸人数等之儀異船に

間合候処今日者日曜日ニ付、用談一切不仕候旨申之

返答不仕無抛其儘ニ致し置候事

廿五日晴

四ツ時より奉行御用所へ参り居候処四半時頃異船にて祝砲

十式発相放左之通り人数上陸仕候

コンシユル、ゼネラル

官名

ハルリス

人名

帯剣

船将

ベン

人名

同

通弁官

ヒユスケン

人名

同

其外

士分已上之者八人内忝人帶劍

都合拾壹人

右夫々座ニ付茶烟草盆并御料理被下候処至極難有頂

戴致候其節対談左之通り

備後守

アメリカ大統領に^者無恙哉、

コンシユル

難有候相替候義も無御坐候、

此所備後守ノ名脱スルカ

御手前^ニ者十ヶ月以前本国出帆被致候由ニ承り候何方を

廻り当国へ渡来被致候哉、

コン

印度支那シヤム辺を廻り申候

備後

麩末之調理なれ共用ひられよ

コン

至極結構^ニ而難有頂戴仕候、日本之米ハ水田^ニ出来候哉

備後

水田^ニ出来申候

私此度持参致し候米の種は山などへ蒔候^而も出来申

候思召有之候ハ、御試み可被成候惣^而米利にてハ外国へ

参候人々^江大統領より申付何^三も宜敷品見当り候得

者其種を本国へ持帰り早々蒔付ケ^三国益相成候様致候

先頃ペルリ^日本より持帰り候種之内本国へ種付至

極能出来候者も御坐候

備^心付之ものも御坐候ハ、尚又探索致し其種を進し可申候

難有存候○指上置候書翰ハ江戸へ御送り被下候哉

備^早速相送り申候右ニ付御談之筋も有之候ハ、承り可申候

今日^者御招きニ付罷出候義故此方より用談ハ不仕候

此所備字脱^か

談し度義も御坐候得共然ハ以後拙者支配組頭若菜^三男

三郎を以て御掛合可申候

然^者又々上陸可仕候御奉行にも御都合次第本船へ

御出被下候様仕度候其節ハ蒸気仕掛其外も入御覽

村上龍致「安政内辰間見雜記 三三 翻刻③」

可申候

備 忝存候何日ニ参り可申哉来ル廿九日之外此方ニ指支
無之候

コソ
然ハ今日より六日めに御出可被下候

備 先刻之大砲ハ祝発ニ候哉

コソ
左様ニ御坐候

此処^音備の脱^か
久振にて大砲を聞気分甚よろしく候

コソ
本船へ御出之節ハ又々打可申候

此席にて奉行より異人へ少し之品相遣し申候
廿六日晴

コソシユル^并通弁官ヒユスケン御用所へ参り若菜三男三郎応
接左之通り

三男三郎
コソシユルには当節方直様長々当所へ滞在之心得にて渡来
被致候哉

并諸国大地震^ニ而国中安心も不致始末甚混雜致候

中故若し使節渡来も被致候ハ、其節対談之上^レコンシユル

滞留之儀^者先暫引延候心得^ニて拙者共へも兼^而被申

付有之候事也依之右談し^ニ及候事^ニ候

コン

本住居出来不申候ハ、先如何様成小住居^ニ而も宜敷候

諸雜費ハ一々私より賄ひ可申候

三男の字あるべし

住居斗の事^ニ者無之候日本^ニ而も只今迄鎖国之事故弥^レコンシユル

滞留せしむる^ニ者色々手数も掛り候事なり

コン

然ハ下田鎮り候間ハ江戸へ参り滞留可致候

三男

先刻も申通り、江戸^者大地震後之事故尚更六ヶ敷候

コン

日本政府より若し^レコンシユル参り候ハ、上陸不相成事と御沙汰有之

候哉

三男

左様^ニ者無之候、コンシユルに限らず惣^而異人休息所と致し

置候柿ヶ崎村玉泉寺^至而手狭^に者候得共もし船中^ニ而

長く碇泊窮屈^ニも有之候ハ、是へ上陸被致候^者不苦候

コン

たとへ一時にもせよ米政府之命にハ下田へ滞留と申

付候故柿崎にてハ不承知ニ御坐候且又コンシユル滞留致し

候所へハ門をも建猥りに出入杯も禁し旗をも建置候事ニ

候間右等之事も御心得被成コンシユルの官ニ応し御取扱無之候

てハ相成不申候

三男

コンシユルの官ハ如何様成ものか他国之振會者存不申候得共いつれ

尊き官位にも承知致候間相応之取扱ニ者致し可申候何レ

ニも今日之対談之御趣奉行へ篤と申聞候上□々談可申候

コン

本船は拙者上陸之否取極り候上□諸道具杯も取片付早

々出帆之心得ニ候間甚指急候然らハ明日御挨拶承り申度候

右応接之節菓子并飯被下事

廿七日

コンシユル并通弁官ヒユースケン以上兩人御用処へ来り森山多

吉郎応接左之通り

コン

御奉行御病氣如何

多吉郎ノ字アルベシ

奉行病氣も兎角同様組頭若菜三男三郎昨日

婦宅後より俄ニ病氣今日者床ニ付居候位之事ニ付

今日者拙者命を受対談致し候扱昨日も段々申述候通

条約面之通り十八ヶ月之後にハコンシユルを当所へ差置と

申儀者元より此方にて承知之事なれとも兩國の政府

中何れにか無拋義出来候ハ、と申事有之候故弥コンシユル渡

来なれハ其前何レとか被申越候事と此方にてハ心得居候事

ニ候間今般直ニ滞在と有之候者甚指支申候然しながら

コンシユルを指置候を今更不承知と申訳に者無之候得共唯し

当国者津波引続き震災彼是之混雜にて万端指支候ニ付

暫く指延し度事ニ候

コン

少々怒りを顕し申候に者当所にてハ何分御談し行届かね候

間本船へ帰り水師提督にも相談致し蒸気船ニ而直様江

戸江参り談判可致候今日者最早何事も不申候

多
拙者身分賤しき故に何事も談し無之候哉

コン

左ニ者無之候下田江滞留候事ニ就而御対談申候ニ御奉行

も組頭も此座ニ御立会無御坐候而者不承知ニ候何分ニも
 私此度コンシユル官相応之格式を以下田上陸滞在致し候儀
 御承知御不承知歟之否早々御奉行より書翰を以本船へ
 被仰遣候様可被致候

多

然著無拋候間被申述候趣早々奉行へ可申聞候

廿八日晴

組頭若菜三男三郎本船へ参り応接左之通り

三

昨日御用所ニ於て被申聞候儀ニ付今日拙者参り申候

コン

承知致候

三ノ字アルヘシ

元より其方之上陸を不承知と申訳ニ者無之候間先指当り

柿ヶ崎 玉泉寺へ上り可被申候

コンの字アルベシ

彼是御談し申ても無益ニ候間是より直様江戸へ参り

有無之御挨拶承り候方宜敷候

三ノ字アルベシ

下田江掛り候事ハ惣而下田奉行にて取扱候間若し其方江

戸へ被参候ハ、拙者共も矢張一同ニ参り対談致候事故同様の

事^ニ候

コ^ノン
 纒^ニに二時之間^ニ者^ニ蒸気船^ニ而^ニ江戸迄被參候間^ニ江戸の政府
 にて^ニ耽と否之御返答承り候かた^ニ宜敷候

三ノ字アルベシ
 再々申聞候通り其方之滞在を敢て不承知と申訳^ニ而^ニ者^ニ無之
 候得共^ニコ^ノンシユル此度之渡来ハ何分不意之事^ニ而^ニ未方端用
 意も行届居不申候^ニ付一時之処先兎も角も玉泉寺^ニへ滞
 在可被致旨申聞候儀^ニ候

コ^ノン
 玉泉寺ハ湿地之様子^ニも見受候間然らハ御用所^ニへ上り
 滞留可致候

三ノ字アルベシ
 御用所ハ惣^ニ而^ニ公辺之御用向取扱之場所^ニ而^ニ米に限らず^ニ俄
 阿蘭陀^ニ其外我国之廻船之儀も彼所^ニて取扱候間譬^ニへ暫時
 なり共其方^ニへ借し渡義不相叶候

コ^ノンの字アルベシ
 然らハ此方^ニて見立て可申候間下田町之内にて一ヶ寺御
 明渡し可被下候兩國之懇情之ため参り候事故其位
 之事ハ可然被存候元^ニ方^ニ下田に滞留致し候様大統領方

74
J

被申付候間柿崎^三而^者上り不申候

三男三郎

柿崎とても決して他所^ニ無^レ之候矢張下田中之柿崎^ニ候

然しながら条約にも下田^二竜泉寺^一柿崎^二玉泉寺^一を

休息所と定むると有^レ之候間夫々別と被^レ存候

下田といふハ此所の惣名柿崎ハ下田之小名^ニ候

コンの字あるべし

何分^ニも真の下田に候ハねハ上り不申候

三男ノ字アルベシ

長々滞留^在之儀^者尚又追々対談も可致候得共指当り相応

之寺院等無御座候間兎も角も玉泉寺^江上り可被^レ申候湿気

等之儀^者如何様^ニも防方手当可^レ申付候尤甚手狭之場所

にて氣之毒^ニ者^者存候得共其段ハ勘弁可^レ被^レ致候

コンノ字アルベシ

段々之御言葉^ニ候間能々勘弁之上後刻通弁間ヒユ一

スケンを以御挨拶可^レ申候併本住居之場所二ヶ月之中^ニ

出来致し候様可^レ被^レ成候半哉

三男三郎

其儀之談ハ今日奉行方不被^レ申付候間夫^者追々対談に

及^レひ可^レ申候

右応接後船中蒸氣仕掛杯一覽之上銘酒品々馳走ヲ

受一同帰り申候

午後通弁官ヒユースケン御用所へ来り其節之応接左之通り

ヒユースケン

コンシユルより被申付先刻之御返答申候

完戸寛大夫

承知致候

ヒユノ字アルベシ

先刻段々御談しに候間然らハ玉泉寺へ上り候様可致候尤其

前荷物を揚候間小船式艘明後日御遣し可被下候

完

承知致し候其段奉行へ可申聞候上陸滞在被致候人数承度候

ヒユ

コンシユル并私外に小遣として唐人四人都合六人滞在致し候

廿九日

異人数人御用所へ参り諸品相求申候

石炭拾万斤御渡しに相成申候

八月朔日

明後三日御用所におみて岡田備後守対談可致旨本船へ

申遣し候事

二日

昨日下田奉行井上信濃守 江戸へ到着致し候ニ付明日備

後守一同御用所ニおゐて対面可致旨完戸勘大夫ヲ以

本船へ申遣候事

三日

コンシユル并コモトール 水師提督其外士分以上拾三人帯劍

ニ而御用所へ上り井上信濃守 岡田備後守一同応接左之

通り

但し菓子茶酒御料理被下候事

此所信濃守トアルベシ

此間米政府と江戸政府へ書面被指出候ニ付今般拙者

政府の命ニ而参り道中指急き一昨日着致し候ニ付今日致

面会候

コン
承知致候

先日より支配向ヲ以段々対談ニ及候処其方ニ者政府之命ニ而

渡来被致直様当所へ滞在被致候積之趣此所誤カ脱カアルベシされハ尤之事ニ候

条約書ニ無扨儀も有之候得者コンシユル当所へ指置候と云々

76
J

左候得^者此度コンシユルを指越候^者定めし米政府に

おゐて無^レ扱儀有^レ之候事と被^レ存候其無^レ扱儀と申^ハ何故^ニ候哉

承度候

コン

条約に有^レ之候間日本^ニ滞在致し^レ両国之好情弥厚ク相成

候様宜敷取計可申旨被^レ申付来候事^ニ而^レ外^ニ米政府に於て

如何様之秘蜜御座候哉其儀^者存不申候

備

然^ハ其方当所^ニ滞在之上如何様之儀を取計被^レ申候哉

コン

第一米之人民当所^ニ参り乱法仕候様之事も候ハ、是を

取締り致し又当湊^ニ参り候船ハ夫々本国^ニ手形を持^レ参

致し候間是を取調或は当国何れ之浦^江米人漂着仕

り候共夫々取計致し候事^ニ候依之米^ニてハ湊を開き

候先々には皆々コンシユルを指置当時^ニ而^レ式百五十余所

にコンシユル滞留致し居候

備ノ字アルベシ

漂民其外之取締りハ両国和親致し居候事故如何様^ニも

此方にて取計可申候当所も手狭之場所^ニ候間其方を指

置候上は蘭^ニ俄^ニ等之コンシユルをも指置候様成行候^ニ付

甚迷惑致候

コンノ字アルベシ

手狭と被仰候得共元々ペルリ之所望ハ浦賀を開き候

積り之処日本^ニの御勝手にて当所^ニ御定被成候又私当所

江滞在仕候とも諸賄之所ハ聊御厄介^ニ相成候事ハ無之候

備ノ字アルベシ

其儀^者承知致し候得共右之訳合彼是^ニて此方^ニも甚不都合

候間往々^ニコンシユル引払候様米之政府^ニ談し度候此儀其

方々米政府^ニ掛合呉られ候哉

コン

私方掛合は出来不申候

備ノ字アルベシ

然^者コモトール^{水師提督}に政府^ニ取次くれられ候哉

コモトールノ字アルベシ

私義ハ今般^ニコンシユルを日本^ニ護送可致との命にて

参候事故即ち日本之事を万事取扱候此^江コンシユル

御談し被成^者コンシユル指図に候得^者如何様なる事も取

次申候

此時御料理被下食事中の雑談左之通り

備

コモトールには当所方何方^ニ被参候積り^ニ候哉

コモトールノ字アルベシ

渡来之途中にて唐船を救ひ五拾人余り召連来り候間是

是(符)を返しながら一応支那江参り候積り候間何ぞ支那江

用も御坐候ハ、便し指上可申候五大洲を掌の如く心得居り候故
自然ケ様之言葉も出候事と奉行

一同感心且大笑ひ
致し候事候

コンシユル当所へ上陸を見居候上ハ船用意次第出帆仕候

備

トルコ 俄之戦争ハ何方之媒にて和睦ニ相成候哉

コモ

仏の中入にて和睦に相成候俄ハ岩抔悉く破られ地を

も指戻し申候ワラセイヘツサラビイ 此下脱文アランカ

備か信の字アルベシ

死人定て夥しき事ニ被存候

コモノ字アルベシ

双方にてハ病死とも五拾万人余も死人ニ候

右談話後コモトール并十分之異人七人ハ先ニ帰りコンシ

ユル并外兩人残り対談左之通り

信

コンシユル引払之儀ニ付米政府へ篤と談し申度候定テ

其内条約之附録持参ニて使節渡来可致と存候如何

コソ
附録ハ指したる儀ニ無御坐候間右持参之使節ハ参り不
申候

備
然し先頃アハダムス被申候ニ付何れ附録も指越候趣ニ候

コソノ字アルベシ

アハダムス左様に申候ハ、定而私へ届来り候事と存候

米へ御掛合被成度候ハ、委しく御書面ニ御認御遣し可被成候

左候得者右御書面本国へ送り候ハ、其元方役前ニ而仕候

此間脱文アランカ

間たとへ私身分之害に相成候儀なり共取計ひ本国江申遣

し候得共是は唯申遣し候迄の事にて本国方返事と申

ては参り不申御書状御遣し被成候ハ、本国方返書も指越
し可申候

備ノ字アルベシ

然ハ何れ米政府江掛合候間先其方ニ者当分之事と

被心得候ハ、玉泉寺江滞在可被致候斯く今日色々御

談し候も元より和親之事故熟談を遂ケ其方に指支

さへ無之候得者此方政府之都合も宜敷様致し度存候故

之儀ニ候別儀有之訳ニ者無之候日本ニてハ今迄鎖国之事故

コンシユル滞在ニ付而も他国之振合も不相分旁ニ候間此後
も色々面倒ニ相尋候義も可有之候間此儀悪からず承知可被致候

コン

承知仕候聊苦しからざる儀ニ御坐候

四日

異人方案内ニ付兩奉行異船へ参り申候兼而奉行より所望

致し候ニ付奉行上船之上大炮小銃鎗銃之調練一見仕候三

十二ホントの大炮ハ一挺ニ付十一人掛り六拾四ポンド壹挺

御坐候処是ハ拾六人掛にて何れも鉄銃ドンドル仕掛ニ御

座候引続空砲拾式発放し頻ニ音楽を奏し申候楽器ハ

喇叭六挺大鞆大小二ツ并ドラに御坐候ゲウエル調練は太

鞆と横笛ニ御坐候大炮調練之節ハ号令官船之中央に

立ルーフル笛号にて号令致し候着発弾も相用候哉と奉行

より相尋候所着発弾ハ戰場坏にて混雑之節者取扱

甚六ヶ敷候ニ付当者時用ひ不申旨申之候ブランドコーゲル

ハ如何と相尋候処是もボンベン弾ニ比すれ者遙に劣り候

儘当时用ひ不申旨相答申候蒸気仕掛なども子細ニ見

物致し異人種々と懇情を尽し申候

五日

手元込^ニライフル銃と申小筒霰挺百ドル二十五両に当り申候にて

異人より御買揚^ニ相成申候此筒^者新工夫^ニて弾ハ一発

毎^ニ手元^方込^メ候得共ドンドルは式拾五発連発^ニ出来

候様之仕掛^ニ御坐候コンシユル井通弁官ヒユースケンと申

蘭人耆人外^ニ支那人四人上陸致し候

六日晴

今七ツ時退帆仕候

八月六日

前文応接^者少し前後致候儀も可有之候得共此段御免可被下

候コンシユル上陸之儀^者先方ハ長々滞在之積りにて上陸

致し候積り此方ハ先一時指置積故応接の間も自然意味

御座候間申上置候以上

辰九月写之

清谷村上致

【注】

1 村上範致（一八〇八一—一八七二）幼名を喜之助といい、通称は定平、諱は初め貞輻、のちに範致。清谷と号する。のちに家名の財右衛門を襲名する。田原藩の軍備を西洋砲術へ改革する。下級藩士から、家老まで出世した。『田原町史 中巻』（田原町文化財調査会編、田原町教育委員会、一九七五年）一〇七九—一〇八六頁

範致が記した記録に「安政乙卯聞見雜録二」「安政丙辰聞見雜記三」「安政四丁巳聞見雜記四」「安政五戊午聞見雜記五」「安政六己未聞見

雑記六」「万延元庚申聞見雑録七」「文久元辛酉聞見雑録八」「慶応四丁卯冬聞見録」があり、総称して「村上範致聞見雑記」といい、村上範致古記録研究会において翻刻を進めている。

2 本稿は、佐久間永子・鵜飼尚代「村上範致「安政丙辰聞見雑記 三」 翻刻②」(『名古屋外国語大学論集』11号、名古屋外国語大学、二〇二二年b) 二九四―三三八頁の続編にあたる。

3 『田原町史 中巻』一〇八四頁

4 『大日本古文書 幕末外国関係文書之十四』(東京大学史料編纂所、東京大学出版會、一九八五年覆刻再刊、一九二二年発行) 六五二―六五三頁に、「八月四日老中達 評定所一座以下へ交易仕法の件」として掲載がある。

5 本雑記の記事には、「ハルリス」と記されているが、タウンゼント・ハリス(一八〇四―一八七八)のこと。

6 下田応接記については、『大日本古文書 幕末外国関係文書之十四』四四九―六八〇頁(一部の頁を除く)にかけて掲載がある。

7 『田原町史 中巻』一〇八四頁

8 村上範致古記録研究会において二〇一八年十一月から二〇一九年三月に輪読し検討を加えた成果である。

担当者は、砂川亨、鵜飼尚代、黒川秀雄、佐久間永子、塚原美根子、仁田紀生、林由紀子、福田花子、堀尾裕真。

研究会メンバーは、秋元悦子、砂川亨、鵜飼尚代、黒川秀雄、佐久間永子、塚原美根子、仁田紀生、林由紀子、原知里、福田花子、堀尾裕真、吉川将(敬称略五十音順)

9 雑記の翻刻案の参照を許可くださった田原市博物館に深く感謝申し上げます。

10 鵜飼尚代・佐久間永子「村上範致と著述古記録に関する基礎研究」(『名古屋外国語大学論集』2号、名古屋外国語大学、二〇一八年) 三〇五―三〇六頁